

一般家庭での移行期間中の簡易水道料金

口径
13
ミリ

月10立方メートル使用した場合の料金月額 単位：円

町名	地域	現行	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
岩村町	全域	1,260	1,386	1,536	1,686	1,826			
山岡町	全域	924	1,082	1,240	1,388	1,535	1,682	1,829	
明智町	明智	1,134	1,244	1,384	1,534	1,684	1,829		
	柏尾	1,449							
串原	全域	2,310	2,234						1,976
上矢作町	宇連	1,680	1,826						
	上矢作	1,890							
	下原田	2,310							

月20立方メートル使用した場合の料金月額

町名	地域	現行	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
岩村町	全域	2,520	2,706	2,876	3,046	3,196			
山岡町	全域	2,184	2,362	2,540	2,708	2,875	3,042	3,199	
明智町	明智	2,394	2,544	2,704	2,874	3,044	3,199		
	柏尾	2,709							
串原	全域	3,570	3,524						3,356
上矢作町	宇連	2,940	3,196						
	上矢作	3,150							
	下原田	3,570							

月30立方メートル使用した場合の料金月額

町名	地域	現行	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
岩村町	全域	3,780	4,106	4,416	4,726	5,006	5,296	5,426	
山岡町	全域	3,444	3,762	4,080	4,388	4,685	4,982	5,269	
明智町	明智	3,654	3,944	4,244	4,554	4,854	5,139	5,426	
	柏尾	3,969							
串原	全域	4,830	4,924	4,896	5,036	5,166	5,296	5,426	5,556
上矢作町	宇連	4,200	4,596	4,896	5,036	5,166	5,296	5,426	
	上矢作	4,410							
	下原田	4,830							

口径
20
ミリ

月10立方メートル使用した場合の料金月額 単位：円

町名	地域	現行	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
中野方町	全域	2,625	2,550	2,326					
飯地町	全域	2,835							
岩村町	全域	1,365	1,552	1,692	1,822	1,962			
山岡町	全域	1,113	1,262	1,411	1,550	1,688	1,826	1,964	2,102
明智町	全域	1,501	1,692	1,822	1,962				
串原	全域	2,415	2,336						
上矢作町	上矢作	2,100							
	下原田	2,520							

月20立方メートル使用した場合の料金月額

町名	地域	現行	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
中野方町	全域	3,885	3,830	3,656					
飯地町	全域	4,095							
岩村町	全域	2,625	2,872	3,032	3,182	3,332			
山岡町	全域	2,373	2,542	2,711	2,870	3,028	3,186	3,334	3,482
明智町	全域	2,861	3,032	3,182	3,332				
串原	全域	3,775	3,656						
上矢作町	上矢作	3,360							
	下原田	3,780							

月30立方メートル使用した場合の料金月額

町名	地域	現行	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
中野方町	全域	5,145	5,230	5,196	5,162	5,292	5,422	5,552	
飯地町	全域	5,355							
岩村町	全域	3,885	4,272	4,572	4,862	5,142	5,422	5,552	
山岡町	全域	3,633	3,942	4,251	4,550	4,838	5,126	5,404	5,682
明智町	全域	4,221	4,432	4,722	5,012	5,292	5,422	5,552	
串原	全域	5,135	5,056	5,022	5,162	5,292	5,422	5,552	
上矢作町	上矢作	4,620	4,882	5,022	5,162	5,292	5,422	5,552	
	下原田	5,040							

水道・下水道料金を統一します

本紙10月15日号でお知らせしましたが、簡易水道・下水道の料金についてそれぞれの経営審議会での答申を基に、経営の改善、受益と負担の平等性・公平性を確保するため、地域で異なっていた料金を全市統一することになりました。

12月の市議会に条例改正案を上程し議決されたもので、最長7年の移行期間を含み平成19年6月検針分から段階的に改定します。

なお今後とも一層の経費節減と経営の効率化を推し進めるとともに、安定した飲料水の供給と下水道の普及に努めてまいりますので皆様のご理解とご協力をお願いします。

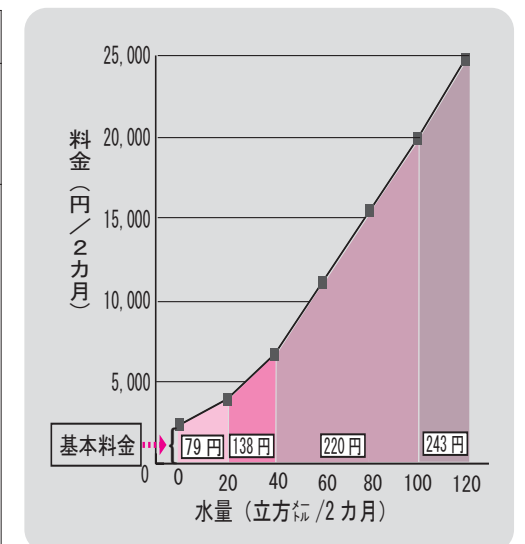
問い合わせ 水道課 ☎ 26-2111 (内線 163・164) 下水道課 (内線 172・173)

簡易水道料金の改定

新しい簡易水道料金表

口径 (ミリ)	基本料金 (円/ 2カ月)	従量料金 (円 / 立方メートル・2カ月)			
		第1段階 1～20 立方メートル	第2段階 21～40 立方メートル	第3段階 41～100 立方メートル	第4段階 101立方メートル ～
13	2,373円				
20	2,625円				
25	6,888円				
30	11,340円	79円	138円	220円	243円
40	18,669円				
50	26,943円				
75	55,881円				

新しい料金体系 (口径13ミリの場合)



(算出例) 口径13ミリで2カ月に42立方メートルを使用した場合

基本料金2,373円+(20立方メートル×79円)+(20立方メートル×138円)+(2立方メートル×220円)=7,153円(2カ月分)

1カ月(21立方メートル)当たりの水道料金額 7,153円÷2=3,576円

● 主な変更点

- 基本料金の変更...簡易水道ごと、または地域ごとで異なっていた基本料金が統一されます。
- 従量料金の変更...1立方メートルの単価が一般家庭では126円でしたが、一定の使用水量を超えるごとに79円、138円、220円、243円と推移します。

● 経過措置

利用者の急激な負担を緩和するため、移行期間を最長7年とし、格差に応じて段階的に料金の改定が行われます。

下水道料金の改定

新しい下水道料金表（一般家庭の場合）

区分	使用料（2カ月につき）		
水道水を使用している場合	定額料金	汚水量 20 立方メートルまで	3,780 円
		汚水量が 20 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの 1 立方メートルにつき	173 円
	超過料金	汚水量が 40 立方メートルを超え 60 立方メートルまでの 1 立方メートルにつき	194 円
		汚水量が 60 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの 1 立方メートルにつき	210 円
		汚水量が 100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの 1 立方メートルにつき	225 円
		汚水量が 200 立方メートルを超える 1 立方メートルにつき	241 円
井戸水などを使用している場合	定額料金	世帯員 2 人まで	3,780 円
	超過料金	1 人増すごとに	2,100 円
およびを併用している場合	に量水器の設置がある場合		とを合算した水量をにより求めた額
	定額料金	汚水量 20 立方メートルまでおよび世帯員 2 人まで	3,780 円
	に量水器の設置がない場合		の超過料金に世帯員 1 人増すごとに 1,680 円を加算した額

なお平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までを経過措置期間として、段階的に料金改定を行います。

これにより、各区域にお住まいのかたの標準的な下水道料金は、次のようになります。

経過措置期間中の標準的な下水道料金

区	域	現行	新料金		
		平成 19 年 5 月 31 日まで	平成 19 年 6 月 1 日から	平成 20 年 6 月 1 日から	平成 21 年 6 月 1 日以降
大井町・長島町・東野		3,620 円	3,620 円	3,620 円	3,620 円
岩村町		3,045 円	3,230 円	3,425 円	3,620 円
明智町		3,360 円	3,440 円	3,530 円	3,620 円
上矢作町		3,460 円	3,520 円	3,570 円	3,620 円

上記料金は、水道水を使用するご家庭で、2カ月に 40 立方メートル使用した場合の 1カ月当たりの金額です。
 （算出例）3,620 円の場合：定額料金 3,780 円 + 超過料金 173 円 × (40-20 立方メートル) = 7,240 円（2カ月分）
 1カ月（20 立方メートル）当たりの下水道料金 7,240 円 ÷ 2 = 3,620 円

大口径での移行期間中の簡易水道料金

口径 25 ミリ

月 500 立方メートル使用した場合の料金月額

単位：円

町名	地域	現行	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
中野方町	全域	63,315	74,164	82,234	90,304	98,344	106,384	113,974	121,564
飯地町	全域	63,420							
岩村町	全域	61,740							
山岡町	全域	62,559							
明智町	全域	73,678							
串原	全域	77,213							
上矢作町	上矢作	63,945							
	下原田	64,365							

口径 40 ミリ

月 1000 立方メートル使用した場合の料金月額

単位：円

町名	地域	現行	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
中野方町	全域	129,465	151,554	168,124	184,694	201,234	217,774	233,364	248,954
飯地町	全域	129,570							
岩村町	全域	125,580							
山岡町	全域	126,556							
明智町	全域	188,265							
串原	全域	163,598							
上矢作町	上矢作	125,475							
	下原田	125,895							

よくある質問と答え

●簡易水道の料金の体系はどう変わるのですか？

答 これまでの料金体系は、基本料金と 1 立方メートル使うごとに加算される従量料金の合算で、従量料金は、どれだけ使っても 126 円が加算されていく仕組みでした。新しい体系では、基本料金と従量料金の合算は変わりませんが、従量料金の単価が異なり、79 円から 243 円の 4 段階となります。これは、一人暮らしの世帯など少量使用者は比較的安い料金となり、逆に事業所など多量使用者は比較的高い料金となる仕組みです。この体系は、市街地で営まれている上水道の体系と同じになります。

●基本料金が月 10 立方メートルまでは定額である制度はなくなるのですか？

答 新しい料金体系では、基本料金の中に月 10 立方メートルの水量は含まれず、1 立方メートルでも使用すれば、従量料金が加算される仕組みとなります。

●料金改定により経営状況はどうなりますか？

答 平成 17 年度では、簡易水道の維持管理費約 6 億 4,800 万円のうち、5 億 8,200 万円が料金収入や国からの補助などで賄われており、残りの 6,600 万円は市税が使われています。今後、老朽化施設の改修による借入れがあり、平成 27 年度には維持管理費が約 7 億 7,500 万円と増えますが、7 億 0,900 万円が料金収入や国からの補助などで賄われる見込みで、市税の負担は 6,600 万円となり、平成 17 年度程度に抑えることができます。なお料金収入は、平成 17 年度は 3 億 1,600 万円でしたが、料金改定により、平成 27 年度には 4 億 2,700 万円となる見込みです。

●全市同じ料金にするのはなぜですか？

答 水道料金は、合併協議のときに調整できなかった課題でした。今回、市内どこでも公平な行政サービスが受けられ、負担を平等にするため、料金の改定をお願いすることにしました。同一料金により、安定した経営の中で施設の重点的な更新を行うことができます。